

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告します。

議案第 1 号 平成 2 4 年度岩国市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 1 2 号 平成 2 5 年度岩国市一般会計予算

議案第 7 5 号 平成 2 4 年度岩国市一般会計補正予算（第 6 号）

以上 3 議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 5 号 平成 2 4 年度岩国市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 号 平成 2 4 年度岩国市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 7 号 平成 2 4 年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 8 号 平成 2 4 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 9 号 平成 2 4 年度岩国市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 7 号 平成 2 5 年度岩国市簡易水道事業特別会計予算

議案第 1 8 号 平成 2 5 年度岩国市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 1 9 号 平成 2 5 年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計予算

議案第 2 0 号 平成 2 5 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計予算

議案第 2 4 号 平成 2 5 年度岩国市公共下水道事業特別会計予算

議案第 2 5 号 平成 2 5 年度岩国市小規模下水道事業特別会計予算

議案第 2 6 号 平成 2 5 年度岩国市駐車場事業特別会計予算

議案第 2 8 号 平成 2 5 年度岩国市水道事業会計予算

議案第 2 9 号 平成 2 5 年度岩国市工業用水道事業会計予算

議案第 3 1 号 岩国市環境審議会条例

議案第 3 3 号 岩国市特別会計条例の一部を改正する条例

議案第 3 4 号 岩国市簡易水道条例の一部を改正する条例

議案第 3 5 号 岩国市下水道条例の一部を改正する条例

議案第 3 6 号 岩国市小規模下水道条例の一部を改正する条例

議案第 4 1 号 岩国市営駐車場設置条例の一部を改正する条例

議案第 4 2 号 岩国市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 4 3 号 岩国市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 4 5 号 岩国市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第46号 岩国市周東食肉センター基金条例を廃止する条例
- 議案第47号 岩国市公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部変更について
- 議案第70号 市道路線の認定について
- 議案第71号 市道路線の変更について

以上27議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告申し上げます。

議案第12号 平成25年度岩国市一般会計予算のうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費の基地周辺まちづくり整備事業費に関し、

委員中から、中津町45号線ほか改良事業について質疑があり、

当局から、「この事業は堤防沿いに歩道の整備を行うとともに、擁壁等の構造物で護岸整備をするものであり、工法については環境に配慮したコンクリートブロックの使用を含め、現在検討を行っている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「改良予定の市道に沿って桜が植えられているが、この取り扱いはどうなるのか」との質疑があり、

当局から、「現在沿道にある桜は105本で、このうち11本は工事に支障のない場所にあるため、そのまま残す予定である。そのほかの桜については、樹齢や生育状態を調査し、可能なものは移植も考えているが、大半は樹齢60年を超えており、移植は困難な状態である。ただし、川下地区のシンボルであり、本市の花として選定もしている桜の重要性は理解しており、今後は、川下地区まちづくり協議会や川下地区連合自治会を初めとした地元団体、及び地域住民とも話し合いの場を設けるなどして、理解が得られる形で事業が進められるよう努めてまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、昨年12月に制定された岩国市景観条例との整合性について質疑があり、

当局から、「本事業は、川下地区住民の安全を守ってほしいという要望を踏まえて実施するものであり、これを達成することが大前提となってくるが、庁内の連携をとりながら、景観条例にも十分配慮して事業を行ってまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成25年度岩国市水道事業会計予算の審査におきまして、委員中から、新年度より水道局に開設される料金お客さまセンターについて質疑があり、

当局から、「水道施設耐震化事業などによる業務量の増大や、合理化による職員の削減に伴う住民サービスの低下を防ぐため、今年度より料金徴収部門の民間委託を行い開設するものである。受託者は、プロポーザル方式によって選定されたフジ地中情報株式会社で、窓口収納、開栓、閉栓、メーター検針、滞納整理などの業務を行うこととしている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、民間委託を行うことによって見込まれる効果について質疑があり、

当局から、「まず、センターに配置する33名のスタッフについては地元優先の雇用をお願いしており、一定の経済効果が見込まれること。次に、民間のノウハウの活用により、窓口での受け付け時間の延長のほか、検針時の簡易漏水調査や独居老人等の見守りなど、きめ細かなサービスの提供ができること。さらには、受託者と災害時応援協定を締結することで、災害発生時における優先的な給水や管路漏水状況の調査、及び技術者の派遣等の支援が期待でき、今以上のサービスが提供できることなどの効果があると考えている」との答弁がありました。

本議案は、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。